

## 指定来所日の特例措置について

ハローワークでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの方が集まるイベント等（面接会、説明会、セミナー）の中止又は延期の措置を取らせていただいております。

今般、更なる感染防止のため、以下により指定来所日の変更等を実施することといたしました。今回の特例措置は、期間を限定した取扱いとなりますのでご了承願います。

※東京労働局管内でお手続きをされている方の取扱いのため、他府県でお手続きをされている方は管轄のハローワークへお尋ねください。

### 【指定来所日の特例措置期間】

令和2年3月13日（金）～令和2年4月30日（木）の間に指定来所日が指定されている方

### 【指定来所日の変更】

令和2年5月7日（木）以降の次回指定来所日にハローワークへ来所し、職業訓練受講給付金の支給申請等を行う方法

※職業訓練受講給付金の支給申請等を行う方は複数回分をまとめて行うこととなりますので、あらかじめご了承願います。

### 【郵送による支給申請手続】

※職業訓練受講給付金の支給申請手続を行わない方を除く

指定されている指定来所日から7日以内に必要書類をハローワークに郵送し職業訓練受講給付金の支給申請等を行う方法

※就職支援計画書（第2面）のあなたの求職活動記録欄に「新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と必ず記載してください。また、職業訓練受講給付金支給申請書等の記載内容に不備等があった場合には、お電話でご確認させていただきますので、ご了承願います。

支給（不支給）の処理を行い、就職支援計画書、支給（不支給）決定通知書、次回指定来所日用の職業訓練受講給付金支給申請書（訓練修了となった方は就職支援計画書と支給（不支給）決定通知書のみ）を郵便にて返送します。

不備等がなく支給される場合でも、郵送受理後、入金まで概ね2週間かかりますので、あらかじめご了承願います。

**なお、現在指定されている指定来所日に通常通り来所いただき、職業訓練受講給付金の支給申請等を行うことも可能です。**

ご不明な点は、お手続きされている管轄ハローワークにお尋ねください